

【年末年始労働災害防止】

郡山労働基準監督署管内での建設業における労働災害は、皆様方の不断の努力により、減少傾向にあり、死傷災害の発生状況11月末現在で、50件と前年同期比で5.7%減となっておりますが、死亡災害においては3件と前年同期比で1件増となっております。日々の安全活動の取組として、5S活動を実施してみてください。

整理 要る物と要らない物を区分し、要らない物を撤去する
整頓 要る物を使いやすいようにきちんと置き、誰でもわかるように明示する

清掃 常に掃除をし、ごみやほこりのないようにする
清潔 身の回り、機械、設備、職場などを衛生的にする
躰 規則やルールをいつも正しく守る習慣を付ける

曜日別災害発生状況

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
22人	59人	64人	65人	70人	61人	36人

年代別労働災害発生状況

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
16人	72人	75人	57人	111人	39人	7人



【年末年始交通事故防止】

12月10日から来年1月7日まで年末年始交通事故防止県民総ぐるみ運動が次の3項目を重点に実施されます。

飲酒運転の根絶

年末年始は忘年会や新年会など、何かと飲酒の機会が増える時期です。たとえどんな理由があっても、飲酒運転は絶対に許されない行為です。「ちょっとくらいなら」「見つからなければ」などという気持ちが、一生かかっても償えないほどの重大な事故を引き起こすこととなります。飲酒運転は絶対にしない、運転者に飲酒をすすめることも止めましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

この時期は、夕方になるとすぐ薄暗くなります。視認性を高めることや、自分の車の存在を他者に知らせるためにも、ライトを早めに点け、状況に応じて上向き、下向きの切り替えをしましょう。「PM4ライトオン運動」

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席でシートベルトをしていないと、事故の際に車外に投げ出されたりする等、大変危険です。運転手の皆さんは、全席シートベルト着用を確認してから発車することを習慣にしましょう。

【インフルエンザに注意】

インフルエンザが県内で流行の兆しを見せてます。特に県中管内での感染者が多くなっているとのことです。ピーク時は1月下旬から2月上旬にかけて迎えることから注意を呼びかけ、予防接種をするほか、外出後のうがい、手洗いの励行、外出時のマスク着用、十分な休養、水分を多目にとるなどの予防対策をするよう呼びかけています。



【道路交通法改正】

飲酒やひき逃げなど悪質な運転に対する罰則強化の改正案が公表されました。酒気帯び運転の行政処分の基礎点数は、呼気1リットル中のアルコール濃度0.25mg以上は13点から25点に引き上げ免許取消となる。呼気1リットル中のアルコール濃度0.25mg未滿は6点から13点となり免許停止30日から90日となる。また、改正道交法で免許取消後の欠格期間の上限が5年から10年に引き上げられたことを受け、危険運転致死傷は結果の重大性に応じて5～8年（現行5年）、酒酔い運転などは原則3年（同2年）で、事故を起こした場合は3～7年（同2～5年）に欠格期間を引き上げる。いずれもひき逃げを伴う場合は10年とする。来年の6月から施工されます。

